

産後ケア事業のご案内

(流産・死産を経験された方へ)



利用できる方

流産、死産を経験された産婦の方（出産後1年以内、姫路市に住民票がある方）
※医療行為が必要な方は利用できません。

利用中に体調不良となった場合は、受診をおすすめします。

ケアの内容

心身のケア、乳房ケア、産後の生活に関する相談 など

利用できる実施機関

● 兵庫県内で利用の場合

兵庫県の産後ケア事業に登録している実施機関で利用ができます。

利用には、申請後に市から届く利用券をご持参の上ご利用ください。

・利用可能な実施機関一覧については姫路市ホームページをご確認ください。

・兵庫県の産後ケア事業に登録がない実施機関で利用する場合は、利用券は使えません。

● 兵庫県外で利用の場合

実施機関の所在地の県市町村が承認している、産後ケア事業実施機関で受けたケアが償還払いの対象です。

・対象実施機関の確認方法は、実施機関の所在地の県市町村のホームページや、市町村の担当課へ電話等でご確認ください。

・利用方法、償還払い手続きについては、姫路市ホームページをご確認ください。

・利用する場合は、実施機関へ姫路市ホームページの産後ケア事業内にある「実施機関向け」の説明内容をご確認いただくようお伝えください。

利用料と利用期間

サービスの種類	利用料		利用期間
	課税世帯	非課税世帯	
宿泊型	1日あたり 5,000円	1日あたり 1,000円	7日以内
通所型	1時間あたり 500円		通所型と訪問型を合わせて 21時間以内
訪問型		0円	

・宿泊型は、入所日、退所日はそれぞれ1日と算定し、利用日時に応じて食事の提供があります。

入所、退所時間については、必ずご予約の際に実施機関と相談の上、ご利用ください。

利用例：10時入所、翌日16時退所する1泊2日利用は4回の食事があり、利用料は5,000円×2日=10,000円です。

・通所型は、食事の提供は必要に応じての対応となります。実施機関とご相談ください。

利用例：通所型を3時間利用の場合、利用料は500円×3時間=1,500円です。

・利用者の都合により、予約時間より早く終了した場合は、予約時間分の利用料の支払いが発生する場合があります。

★実施機関により、別途必要経費がある場合は、実費負担となります。

●申請方法

- ・産後ケア事業ホームページ内の「利用申請フォーム」から電子申請ができます
 - ・窓口での申請は、お住まいの小学校区を担当する保健センター・保健センター分室（下記参照）へお越しください
- ※申請内容は、申請書およびアンケート内容で出産時状況も記入しますので、母子健康手帳をご準備ください

●受付確認後、2週間ほどで「利用券」が自宅に郵送で届きます

- ・産後ケア事業を利用できる日は、申請日からです
- ・利用日までに利用券が届かない場合は、実施機関に利用券の対応についてご相談ください

●予約について

- ・希望する実施機関に、直接ご予約ください

●利用する時に持っていく物

- ・利用券と母子健康手帳をお持ちください

●利用料の支払いについて

- ・利用料は、産後ケアを受けた時に、実施機関へ直接お支払いください
- ・実施機関にケア時間分の利用券を提出し、利用券の額面に記載の金額をお支払いください
- ・別途必要経費については、利用前に実施機関にご確認ください

保健センター 一覧

センター名	所在地と連絡先	担当する地域（小学校区）
中央保健センター	坂田町3番地 (079) 289-1654	野里・城東・東・花田・船場・高岡・安室 城西・安室東・高岡西・城乾・四郷 御国野・別所・曾左・白鳥・太市・谷外 谷内・峰相・青山・白鷺
中央保健センター北分室	砥堀428番地 (079) 265-3075	城北・広峰・水上・砥堀・増位・豊富 山田・船津・香呂・香呂南・中寺
中央保健センター安富分室	安富町安志1151番地 (0790) 66-2921	置塩・古知・前之庄・筋野・上菅・菅生 林田・伊勢・安富南・安富北
南保健センター	飾磨区細江2655番地 (079) 235-0320	城陽・手柄・荒川・飾磨・津田・英賀保 高浜・妻鹿・白浜・八木・糸引・的形 大塩
南保健センター家島分室	家島町宮2169番地 (079) 325-1428	家島・坊勢
西保健センター	広畠区正門通3丁目2番地2 (079) 236-1473	広畠・広畠第二・八幡・大津・南大津 大津茂・網干・旭陽・勝原・余部・網干西



事業に関する問い合わせ先

姫路市こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

電話 079-263-7863